

広島県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市甲奴町宇賀字善正平一九〇二の一四・一九〇二の一六・一九一四・一九一八の二から一九一八の四まで・一九一九の三・一九二〇の四・一九二〇の五・一九二二の二・一九二三の二（以上十一筆国有林）、一九〇二の一八・一九〇三の二・一九一二の四・一九一二の五・一九一三・一九二三の二・一九二四の二（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九二三の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）